

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成31年3月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800085号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800047号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年1月1日から同年12月30日まで
② 昭和33年1月1日から昭和35年12月30日まで

私は、請求期間①については、A社において営業部員として勤務し、請求期間②についてはB社において編集部員として勤務していたが、いずれも勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社において営業部員として勤務していたと主張している。しかしながら、A社は既に解散しており、請求期間①当時の事業主は、連絡先が不明のため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①及び当該期間の前後の期間において、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者43名のうち、連絡先が確認できた9名に照会し、5名から回答は得られたものの、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「事業所別被保険者名簿」という。)によると、請求期間①において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

2 請求期間②について、請求者は、B社において編集部員として勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年9月1日であることから、請求期間②のうち、同日前は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求期間②当時のB社の事業主は既に亡くなっており、C社の事業主は、当該期間当時の資料を保管していないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、請求期間②において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している7名全員が、連絡先不明により照会が行えないため、請求者の当該期間に係る勤務実態等について確認することができない。

加えて、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間②において、請求者の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

- 3 このほか、請求者は請求期間①及び②における給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800086号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800048号

第1 結論

請求期間について、請求者の「A事業所」における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月から昭和57年9月まで

私は、請求期間において、B市C地区にあった「A事業所」に勤務し、接客の仕事をしていましたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に被保険者記録がない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「昭和54年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」(写)(以下「支払調書」という。)及び「55年分の所得税の確定申告書」(写)により、期間は特定できないものの、請求者が「A事業所」において接客の業務に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、支払調書及びB市保健所から提出された「A事業所」の「食品営業施設情報(詳細)」(写)によると、同事業所は個人経営の飲食店であったことが認められるところ、個人経営の飲食店に係る事業所は厚生年金保険法では、任意適用事業所とされており、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいても、請求者が主張する所在地に「A事業所」という名称の適用事業所があった記録は確認できない。

また、「A事業所」の元事業主は、同事業所は個人経営の飲食店であり、請求期間を含め、厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、従業員の給与から控除していたのは源泉所得税だけであり、厚生年金保険料は控除していない旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間当時の同僚について氏名及び連絡先を記憶していないため、当該同僚の特定ができず、照会が行えないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者が居住していたD県E市の回答により、請求者が昭和55年5月30日から平成11年4月1日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、請求者は、給与明細

書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。